

秋田市金足小泉字上前3番地 佐々木吉秋ほか28名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営金足西部地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間
令和7年3月26日（水）から同年4月23日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎掲示場
秋田市土崎西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター

秋田市金足片田字横関73番地 安田富治雄ほか14名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営金足東部地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間
令和7年3月26日（水）から同年4月23日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎掲示場
秋田市土崎西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営鹿野戸沖村地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間
令和7年3月26日（水）から同年4月23日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎掲示場
秋田市雄和妙法字上大部48番地1 秋田市雄和市民サービスセンター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業真崎堰地区変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年3月28日（金）から同年4月25日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1番地1 五城目町役場農林振興課
南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78番地1 井川町役場産業課
潟上市天王字棒沼台226番地1 潟上市役所産業振興部農林水産振興課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業（湛水防除事業）今戸地区変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年3月28日（金）から同年4月25日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78番地1 井川町役場産業課
南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1番地1 五城目町役場農林振興課